

家族代行支援制度



さ ち も り
株式 幸の森
会社

幸の森は、困っている高齢者・障がい者の悩みを解決するために、

5つの大きな 支援 を行っています。



病院の入院時や手術を受ける時、福祉施設へ入所する時、民間賃貸住宅へ入居する時「身元保証人」「身元引受人」を終身で引受けています。



六法全書



当社より金銭管理につき弁護士をご紹介します。

ご本人の身の回りのお世話をする方が居ない時、介護保険適用外のあらゆる日常生活支援を行っています。急なケガや病気にも24時間365日体制で対応しています。



ご本人が生前にご希望された葬儀一式を喪主として施行致します。火葬場で、拾骨、そして仮安置後、ご希望された場所、方法による納骨のお手伝いをしています。



緊急入院や危篤に陥った時、直ちに駆けつけて、医師・看護師との協議や容態に応じた対応を支援しています。また、結果によって、関係者への連絡や事後処理を行っています。



この他もお気軽に ご相談下さい

これらの支援を受けるには
株式会社幸の森と契約して
「家族代行支援制度会員」に
登録して頂く必要があります

会員幸せ基金

幸せ基金は、ご本人の意志に沿った一般的な寄付、契約金の返還金の死因贈与、本来相続人へお返しする返還金の有効利用を望まれる相続人からの寄付等、皆様からの心温まるご厚志を基金としてご利用させていただくものです。この「幸せ基金」を原資として、経済的に困難な高齢者や障がい者の方々を支援することが可能となりますので、一人でも多くの方々を支援する為、趣旨にご賛同の上、皆様方のご協力を何卒宜しくお願い申し上げます。

身元保証支援制度

病院・福祉施設・アパート等の
身元保証人を終身で保証

緊急支援制度

急なケガ・病気に24時間対応
緊急駆けつけ・危篤対応・緊急連絡先への対応

葬儀・納骨支援制度

生前の意思の実現
葬儀一式の準備・喪主代行・希望先への納骨

生活支援制度 (別途契約)

家族代わりの日常生活支援
介護保険適用外の支援

金銭管理支援制度 (別途契約)

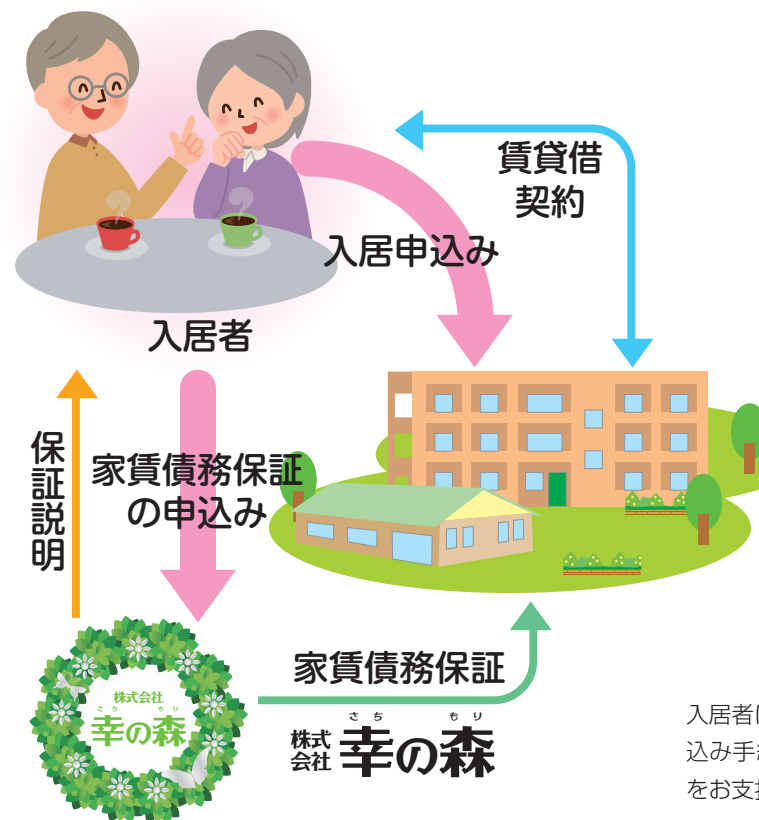
当社を通じ弁護士をご紹介します



身元保証支援制度

会員は終身で何度でも身元保証が受けられます

平成12年4月の介護保険制度の導入以来、措置制度が廃止となり、病院や福祉施設での入院や入所の際には「身元保証人」が必要となりました。身寄りが居ない、また身寄りが居ても遠慮や萎縮で頼りたくない、疎遠や遠方で「身元保証人」を頼めないなどで、お困りの高齢者や関係者の皆様のため、「身元保証人」「身元引受人」を引き受け、安心な生活の支援を行っています。



ご利用までの流れ ***

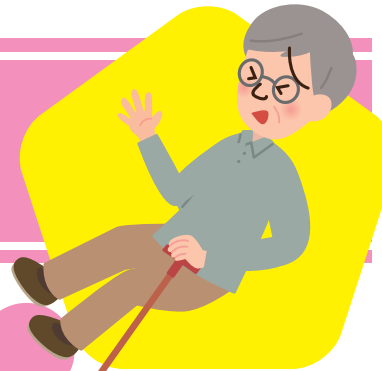
- 保証対象世帯の入居希望
- 高齢者入居支援制度の説明
- 高齢者入居支援制度利用申請書記入
- 郵送またはFAXにて財団に申請
- 基本約定書および関係書類送付
- 審査の上、財団から引受可否回答
- 基本約定の締結
- 家賃債務保証契約開始
- 入居

入居者に対し、保証のご説明を行い、保証の申込み手続きを行います。審査終了後に保証料をお支払いいただき、保証開始となります。

保証人として求められること		保証人としてお届けすること
病 院	・医療費の滞納 ・入院・治療・手術同意 ・ご遺体の引き取り	緊急対応 解約手続
福祉施設	・施設利用料の滞納 ・急な病気やケガの対応 ・解約時の返還手続き	
賃貸住宅	・家賃の滞納 ・解約時の返還手続き	

費 用 入会時 18万円 毎月 2千円

緊急支援制度



緊急時も直ちに駆けつけます

緊急入院や危篤になった時、直ちに駆けつけて、医師との延命治療などの協議、対応や、容態に応じて事前にご本人の希望がある場合、ご家族、ご親族、知人、関係者への連絡を行います。また、対応後、残念ながらご逝去された時は、死亡診断書の取得、等の事務手続き、住居の清算代行、ライフラインの停止、家具処分など、最終最後までご支援します。ご本人の延命治療についての希望を医師に伝えます。

緊 急 連 絡	・救急車の手配 ・関係先への連絡(ご本人の希望がある場合)
緊急駆けつけ	・自宅・病院へ家族の一員として直ちに駆けつけ ・関係機関と連携 ・入院の場合は病院との手続き ・手術の場合は医師との協議・手術同意 ・手術の立会い
危 篤 対 応	・ご本人の延命治療希望の有無等を医師に連絡 ・関係先への連絡(ご本人の希望がある場合)
ご 逝 去 時	・献体の場合は公益財団法人不老会へ連絡 ・ご遺族への連絡
病 院 対 応	・死亡診断書の取得 ・病室内荷物の撤収 ・医療費の清算
住 居 処 分	・賃貸住宅、施設の場合は 部屋(鍵)の返還 ・室内の清掃、家賃、利用料の清算、ライフラインの停止・清算
家 具 処 分	・家具の処分(処分費用は別途実費が必要です)
遺品の引渡し	・ご遺族への遺品、貴重品等の引渡し

費 用 入会時 10万円 毎月 1千円



葬儀・納骨支援制度

契約後であっても意向があれば追加・変更は可能です。

残念ながら、ご逝去されたとき、ご家族、ご親族、関係者への連絡（ご本人のご希望がある場合）、葬儀者等の手配、そしてご本人の生前のご遺志に添った葬儀を株式会社幸の森が喪主として施行致します。
火葬場にて、拾骨のあと仮安置後に、ご本人のご希望の納骨先へ納骨致します。
また、お墓についてお悩みがあればご相談ください。
契約後であっても意向があれば追加・変更は可能です。

葬 儀 支 援	生前のご遺志に基づく葬儀一式の準備 喪主代行支援
	・ご家族、ご親族、関係者への連絡（ご本人の希望がある場合） ・葬儀社へ身柄取り指示 ・葬儀一式の準備、喪主代行 互助会やその他葬儀社の会員の場合も可能です。 ・葬儀の段取り、調整等の連絡 ※葬儀費用は別途がかかります。
納 骨 支 援	※国民健康保険等の葬祭費は、 当会が喪主を務めた時には、原則として当会に還付されます。
	生前のご遺志に基づく場所、方法の納骨支援
	・火葬後の収骨、安置。 ・ご希望に添った形での納骨についてご支援。 ・指定の納骨先がない場合は、当会の関係寺院施設等へ納骨いたします。 ・お墓の承継問題でお悩みの方はご相談ください。 ・納骨先が遠隔地の場合の交通費、納骨式のお布施、永代費用など別途費用がかかる場合があります。

費 用	葬儀支援	入会時	18 万円
	納骨支援	入会時	15 万円
		毎月	5 百円



生活支援制度（別途契約）

急な病気・ケガ等の緊急時も 24 時間体制で対応します。

社会福祉制度の狭間で家族が対応せざるを得ない事柄を、頼る身内が身近に居ないとき、また頼る家族が居ても高齢や遠方に居るとき、誰に頼めばいいのでしょうか。
株式会社幸の森は家族の一員として、安心して快適な日常生活が送れるよう、あらゆる支援を行っています。

一般支援	【入院中】
	●買い物及びお届け ●洗濯 ●他科通院付添い ●受診・入退院付添い ●医療費の支払代行 ●医師、看護師との協議 ●転院準備、申込 ●ケースワーカーとの協議 ●外出介助 ●自宅に届く郵便物の管理
	【各種福祉施設】
	●施設見学・面接・入居立会い ●入居等の手続き ●施設側との協議 ●引越・家具処分専門業者との打合わせ ●施設への入居・移動 ●ケアマネジャーとの協議
	【住宅入居・引越し】
	●住宅入居等の手続き ●軽微な家具の処分・分別（軽度）専門業者との打合せ ●家具処分・廃棄家財・不燃物等の分別
	【自宅】
	●見守り支援（定期訪問や定期連絡による安否確認） ●お墓参り支援 ●通院の送迎・付き添い ●ケアマネジャーとの協議 ●金融機関への送迎付き添い ●任意後見契約締結時同行・立会い ●介護保険認定調査等立会い ●買物の同行 ●公正証書遺言・立会い

高齢者や障害者の介護・看護・医療のお問い合わせ・ご相談は、



さ ち も り
株式会社 幸の森

〒445-0065 愛知県西尾市城崎町4丁目26番地

☎ 0563-79-5557 (代)

FAX.0563-54-7555

